

測量法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和5年7月18日
国土交通省 不動産・建設経済局

国土交通省では、令和2年10月より法務省が運用開始した、国の行政機関との間の登記情報を連携する仕組みを利用することによる登記事項証明書の添付省略を可能とするため、測量法施行規則の一部改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆さまの御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

測量法施行規則の一部を改正する省令案について

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集集中案件一覧）」に掲載するほか、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課において資料を配付します。

3. 意見募集期間

令和5年7月18日（火）から令和5年8月16日（水）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：aoki-t845v@mlit.go.jp

②FAXの場合

FAX番号 03-5253-1555

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室

意見募集担当 あて

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室

意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室

意見募集担当

電話番号 03-5253-8282

(意見提出様式)

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

専門工事業・建設関連業振興室 意見募集担当 あて

測量法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見

1. 氏 名
2. 住 所
3. 電話番号
4. 電子メールアドレス
5. 意 見
(該当箇所)

(意 見)